

給水装置工事設計審査申請書・誓約書

私（所有・借用）の土地に生活用等として、阿南市の管理する水道水の供給を受けるため給水装置を 新設・増設・変更工事・その他（ ）いたしたいので、設計内容を確認の上阿南市水道事業条例第10条の規定により、申請いたします。
 なお、承認にあたり付された条件及び次の事項について厳守することを誓約いたします。

- 1 阿南市指定給水装置工事事業者（ ）を代理人と定め、給水装置工事設計審査の申請に係る一切の権限を委任します。
- 2 本給水装置の使用材料は、阿南市水道事業条例施行規程第4条に規定する給水用具又は阿南市が指定した材料で施工し、しゅん工後は給水装置使用者又は所有者が管理します。
- 3 この給水工事に関し利害関係者その他の者から異議が生じた場合は、すべて当方で解決し、阿南市に御迷惑をかけません。
- 4 設置後の給水装置に改造、増設、撤去等変更が生じる場合は、改めて給水装置工事設計審査の申請を行います。

年 月 日

申請者 住所 阿南市 町 番地
 氏名 ⑩

誓約書

- この給水装置工事を施工するにあたって、以下の事項を誓約します。
- 1 阿南市水道事業条例及び関係諸法令を厳守し、工事前には、周辺住民等関係者に周知を徹底するとともに、工事を施工する際には安全対策に十分配慮します。
 - 2 給水管は指定する深さに布設のうえ埋戻し、路面復旧は転圧を十分にを行い原状復旧し、舗装本復旧までに沈下した場合は、再復旧します。
 - 3 この給水装置工事施工に関連する舗装本復旧工事について、以下の事項を誓約します。
 (1) 舗装復旧工事に係る費用は全額給水装置工事承認申請者の費用負担で施工し、工事施工中に第三者へ損害または問題等が生じた場合は、申請者及び当方の責任において解決します。
 (2) 舗装本復旧工事完了後に、道路管理者または水道事業管理者から手直し等の指示があった場合はその指示に従い適切に対処します。
 (3) 舗装本復旧工事完了後1年間に生じた工事目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負います。
 - 4 この工事（舗装復旧工事含む）及び布設後において如何なる理由によって、発生した事故等については、当方で修理等一切の責任を負います。

年 月 日

阿南市指定給水装置工事事業者 ⑩

利害関係人同意書

私所有の 町 番地 土地内へ給水装置をなすこと
 私所有の 町 番地 家屋内へ給水装置をなすこと
 私所有の給水管から分岐をなすことを承諾します。
 なお、本承諾に関し、将来にわたり紛争が生じたときは当事者間で一切の解決します。
 年 月 日

住所		住所	
氏名	⑩	氏名	⑩
住所		住所	
氏名	⑩	氏名	⑩

分岐承諾書

設置場所 阿南市 町 番地

本給水装置設置工事について、私が管理する給水管より分岐する事を承諾します。
 工事施工により私の給水装置の出水量及び将来の増径工事に影響があっても異議を申し立てません。

住 所

氏 名

⑩
 ⑩
 ⑩
 ⑩
 ⑩

確約書

私所有の給水装置のうち、管種 φ mmの水道管の所有権を放棄し、阿南市に寄付し管理をお任せすることを確約します。

年 月 日

住所
 氏名

⑩

内線平面図 計 画 中 ・ 別 添 の と お り